

新潟市北区社会福祉協議会 なじらネットワーク事業助成実施要綱

(目 的)

第1条 社会的に孤立する世帯が増加する中、身近な地域において、住民同士が創意工夫により継続的に運用できるようなゆるやかな見守りのネットワークをつくり、地域福祉の推進が図られることを目的とする。

(定 義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「なじらネットワーク」とは、身近な地域で社会的に孤立しているまたはその可能性のある世帯の見守りや支援を行う住民同士の組織的な活動のことをいう。
- (2) 「福祉協力員」とは、前号の目的を達成するため、その活動に協力する住民のことをいう。

(対 象)

第3条 対象とする団体は、自治・町内会とし、必要に応じて地域コミュニティ協議会、地区民生委員児童委員協議会等の団体と協力するものとする。

(事 業)

第4条 事業内容は、第1条の目的を達成するため、当該各号の定めるところによる。但し、取り組みの方法は、実施団体が各々定めることができる。

- (1) 高齢者世帯等の見守り活動
- (2) 住民の社会参加の促進（地域行事、買い物等）
- (3) その他実施団体が必要と認める活動

(助成条件)

第5条 実施団体が当該事業を実施するにあたり、次の各号に掲げる条件にすべて該当しなければならない。

- (1) ボランティア活動保険に加入すること。但し、実費は新潟市北区社会福祉協議会（以下「本会」という。）が負担する。
- (2) 本会が主催する研修会に参加すること。

(対象経費及び助成金額)

第6条 助成対象経費及び助成限度額は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 対象経費
会議費、研修費、事務費等事業費全般
- (2) 助成金額
年度あたり上限10,000円

(助成金の交付申請)

第7条 助成金の交付を受けようとする場合、なじらネットワーク事業助成申請書(別記様式第1号)、収支予算書(別記様式第2号)並びに関係書類を添え会長に提出しなければならない。

(助成金の交付決定)

第8条 会長は、助成金交付の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、適当であると認めたときは、速やかに助成金の交付を決定し、前条に規定する申請書に記載の銀行口座へ送金する。

(実績報告)

第9条 助成金の交付を受けた団体は、助成の対象年度終了後の実績報告書(別記様式第3号)及び関係書類を会長に提出しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年5月22日に制定し、平成27年4月1日から施行する。